

## 1. システムリスク管理態勢の自主点検について

- 令和2年10月1日に、東京証券取引所のシステム障害が発生し、終日取引が行えなくなったことに対し、大臣等からも投資家の機会が制限されたことについて遺憾の念が表明されるなど、大きな問題となった。また、最近、証券会社のシステムの問題も複数起きており、金融機関のシステムの管理体制が注目されている。
- 特に、最近、オンライン取引サービスを顧客に提供する金融商品取引業者のシステムに悪意のある第三者が不正にアクセス（ログイン）し、顧客が保有する有価証券を売却・換金し、顧客の預り金を含めて、顧客が予め指定・登録していた銀行預金口座とは別の架空預金口座に向けて不正出金されて顧客が被害を受ける事象や顧客情報が漏えいする事象が複数発生していたことが確認されている。
- 近年のサイバー攻撃者や犯罪グループは、組織的かつ広範に動いていることから、たとえ小さなセキュリティ・ホールであっても、相手企業の弱みを探し出し、その脆弱性を突いて、機密情報を不正に入手することで、企業や顧客に被害が発生する状況となっていることが考えられる。実際に、外部委託先管理が不十分だったために、委託先システムから顧客情報が漏えいした事例も確認されている。
- このような状況を踏まえ、金融庁においては、金先協及び日証協の傘下会員に対し、システムリスク管理態勢の自主点検及び顧客被害の発生状況について確認するよう要請を行ったところ。
- システムが安全かつ安定的に稼動することは、金融商品市場及び金融商品取引業者に対する信頼を確保するための大前提であることから、FX会員各社におかれては、今般の自主点検の要請を踏まえ、システムリスク管理態勢の強化を図っていただきたい。

## 2. FX業者のモニタリングについて

- 金融行政方針を令和2年8月31日に公表したところであるが、そのうち、貴協会及び会員との関わりが特に深い箇所を説明したい。
- FX業者に係るモニタリングに関して、昨事務年度に引き続き、店頭FX業者の決済リスク管理態勢の強化への取組みを掲げている。
- 具体的には、①リスク情報の開示、②ストレステストの実施、③取引データの保存・報告制度の導入の3つの施策を指すが、①リスク情報の開示は令和元年9月から、②ストレステストは令和2年1月から開始され、店頭FX会員各社にご対応いただいているところ。
- ①開示されたリスク情報及び②ストレステストの結果は、金融庁においても日々のモニタリングに活用している。一部の店頭FX会員において、②ストレステストの結果、最大想定損失額に比して自己資本が不足しているときには速やかに対応策を検討し、改善が図られている状況が確認されている。店頭FX会員各社におかれては、今後も、決済リスク管理態勢の強化に向けた取組みを進めていただきたい。
- ③取引データの保存・報告制度については、来年4月の制度開始に向けて、店頭FX会員各社においてシステム開発を行っており、貴協会とのシステム接続及び報告のテスト運用が段階的に始まったところと承知している。引き続き、適切に実施するための態勢整備を行い、着実な取組みを進めていただきたい。

## 3. 適合性原則の内容の明確化に向けた監督指針の改正について

- 令和2年8月5日に公表された金融審議会の市場ワーキング・グループ報告書において、顧客本位の業務運営の更なる進展に向けた方策のパッケージの1つとして、法律上の誠実公正義務や適合性原則の内容を明確化するため監督指針を改正することが適当であるとの提言がなされた。
- この提言を踏まえ、監督指針改正のパブリックコメントを開始したところ。
- 主な改正内容は2つあり、1つ目は、適合性の原則に関する着眼点について、

現行は顧客属性や顧客の取引実態の把握といった点を求めているが、これに、

- ・ 金融商品取引業者が、顧客に提供する金融商品のリスクやコストなど、その内容について適切に把握すること
- ・ 勧誘対象となる個別の金融商品や当該顧客との一連の取引が、顧客属性等や投資意向に適うものであるか、合理的な検討・評価を行うこと

を追加するものであり、2つ目は、不適當・不誠実といえる投資勧誘行為の例示を追加するものである。

- 会員各社におかれては、改正案の内容を踏まえ、態勢を再確認いただければ幸い。

#### 4. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う FATF 相互審査の再なる延期について

- 令和2年9月8日、FATF が、同年10月に予定されていた対日審査の結果に関する議論を、令和3年2月の全体会合で行う旨公表した。
- また、FATF 相互審査については継続して行われているところ、各金融機関におかれては、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に従い、全ての顧客のリスク評価やリスクに応じた継続的な顧客管理の実施など、リスクベース・アプローチに基づいたマネロン・テロ資金供与対策に引き続き取り組んでいただきたい。
- 金融庁においては、日本のマネロン対策等が適正に評価されるよう、引き続き、しっかりと対応してまいりたい。

#### 5. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の改訂について

- 平成30年2月に策定し、平成31年4月に改訂した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係るガイドライン」について、改訂することを予定している。

- これまでのモニタリング結果を踏まえ、金融庁の考え方が十分に伝わっていないと思われる点等について、改訂によって明確化することで、態勢の高度化をさらに進めていただきたいと考えている。
- 改訂内容は現在検討中であり、今後、金融庁ホームページにて、改訂に係るパブリックコメントを予定している。金融機関の皆様にとってわかりやすく使いやすいものにしていきたいと考えており、忌憚のないご意見をいただきたい。

## 6. 書面・押印等の制度・慣行の見直しについて

- 先般、規制改革推進会議が取りまとめた「規制改革推進に関する答申」では、各省庁は、書面・押印・対面を要する行政手続について、新型コロナウイルスの感染が終息するまでの間、可及的速やかに緊急的な対応措置を講じるとともに、恒久的な制度的対応についても進めていくこととする旨が記載されており、また、同答申により示された規制改革事項について着実な実施を図っていくため、「規制改革実施計画」が定められた。

### (官民の書面・押印・対面手続の見直し)

- 金融庁としては、こうした経緯を踏まえ、電子化や法令の改正等を含む、制度的な対応の準備が整うまでの当面の間、緊急的な対応措置として、金融機関等による当局への申請・届出等について、令和2年7月17日に通知文を发出し、以下のような対応を行うこととしたので、よろしく願いたい。

- 1 e-Gov または金融庁業務支援統合システム（以下「e-Gov 等」という。）に対応していない申請・届出について、システム対応するまでの間、原則として、eメールによる受付も可能とする。また、e-Gov 等に対応している申請・届出についても、申請者側に、e-Gov 等による提出の整備環境が無い場合においては、eメール受付も可能とする。
- 2 押印（及び印鑑証明書の添付）の無い申請・届出等についても有効とする。
- 3 公的機関が発行する添付書類（登記事項証明書、住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）については、1ヶ月を目途として後日原本を送付すること

を前提に、電子データによる提出を可能とする。

(新たな電子申請・届出システムの開発)

- 更に、こうした緊急的な対応措置に加え、恒久的な制度的対応として、当局が金融機関等から受け付ける全ての申請・届出等についてオンラインでの提出が可能となるように、令和2年度中に新たな電子申請・届出システムの開発を行うとともに、令和3年度中に運用を開始する予定である。
- この新たな電子申請・届出システムについては、原則、電子証明書を必要としないID・パスワード方式を用いる独自のシステムを開発する予定であり、各金融機関がいかなる申請・届出等においても、簡便に利用できるものとし、各金融機関の利便性等を重視したものとする予定である。
- また、現行のe-Govベースのシステムによる申請・届出や、暫定的に金融庁業務支援統合システムで受け付けていた不祥事件等届出書の届出も、新システムの運用開始後、当分の間は並行して利用できるようにする予定である。
- 今後、新システムの開発が進んでいく過程で各金融機関におかれては、ID・パスワード発行の手続き等、ご協力をいただくことになるので、予めご承知いただきたい。

(協会と会員間の書面・押印・対面手続の見直し)

- また、貴協会におかれても、こうした政府の方針を踏まえ、貴協会会員から求めている報告・届出等に関しては、可能な限り、書面・押印・対面を無くすよう、取り組んでいただきたい。
- 金融機関は、経済インフラである金融サービスを継続して提供する必要があることから、リモートによる手続が可能となるよう取り組むことが重要。また、利用者利便の向上や生産性向上のため、デジタル化の流れを促進することが一層重要。経営トップのリーダーシップに期待。

## 7. 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の成立を受けて

- 総務省所管の「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」（通称電話リレーサービス法）が令和2年6月12日に公布された。
- 同法は、聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化を図るため、聴覚障がい者等と他者との間における電話による意思疎通を手話等により仲介する「電話リレーサービス」の提供を行う事業者を総務大臣が指定し、当該事業者に対して交付金を交付するための制度を創設する等の措置を講ずるもの。
- 金融機関においても、口座、キャッシュカードの不正利用による取引停止、キャッシュカードや通帳等紛失時の取引停止といった場面で既に電話リレーサービスを導入している実例もある。
- 同法は、令和3年3月までの施行が予定されており、聴覚障がい者等の利便性向上を図る観点から電話リレーサービスの活用をご検討いただきたい。

（以 上）